

59 津波災害警戒区域を指定している都道府県数	初期値	実績値					評価	目標値
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		R7年度
	18	20	25	—	—	—	37	
年度ごとの目標値		/	—	—	—	—	/	

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	28,929	24,553	29,037	28,902	/
		補正予算(b)	10,042	11,824	17,348		/
		前年度繰越等(c)	19,362	20,885	19,155		/
		合計(a+b+c)	58,333	57,262	65,540	28,902	/
	執行額(百万円)		37,439	38,046	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		20,885	19,155	/	/	/
	不用額(百万円)		8	61	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和5年6月26日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	水管理・国土保全局 港湾局	作成責任者名	水管理・国土保全局海岸室 (室長 田中 克直) 港湾局海岸・防災課 (課長 上原 修二)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	------------------	--------	---	----------	--------

業績指標 40

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率 *

評価

A

目標値：59%（令和7年度）
実績値：65%（令和4年度）
初期値：56%（令和元年）

（指標の定義）

南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する計画上必要な高さを確保した海岸堤防等のうち、L1地震動に対する耐震性が確保された延長割合

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には対象海岸全体で耐震化率を100%とすることを目標に、策定時の目標として令和7年度末までに達成可能な値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

（重要政策）**【施政方針】**

・第211回国会 施政方針演説（令和5年1月21日）

「今年、関東大震災から100年の節目を迎えます。激甚化・頻発化する災害への対応も、先送りのできない重要な課題です。5か年加速化対策の着実な推進に加え、中長期的・継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化を進めるため、新たな国土強靱化基本計画を策定します。」

【閣議決定】

・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）

「国民の生命・財産を守り、国家・社会の重要な機能を維持するためには、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める必要がある。」

【閣決（重点）】

・第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）「第3章に記載あり」

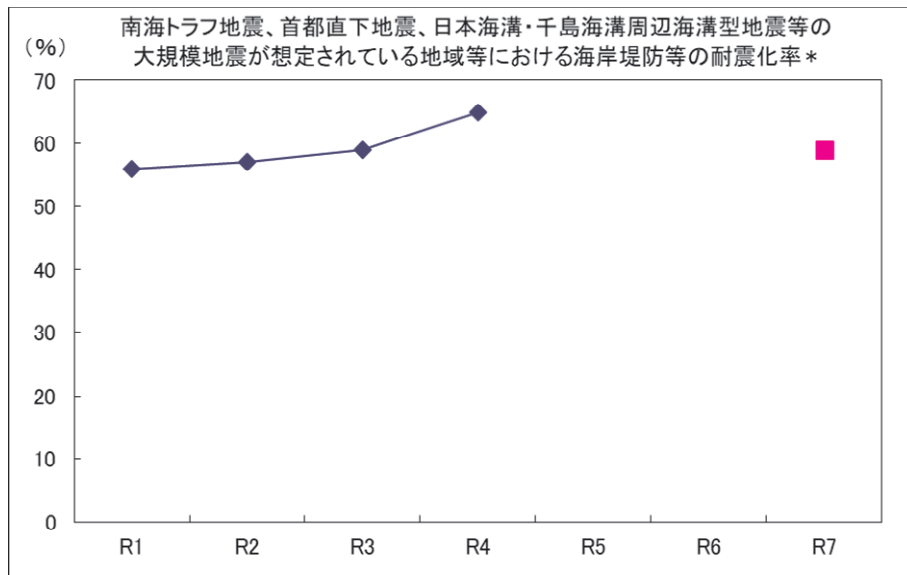
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
56%	57%	59%	65%	—



主な事務事業等の概要

海岸堤防等の耐震化 (◎)

海岸堤防等の耐震化を実施することにより、地震発生に伴う海岸堤防等の防護機能低下による浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：海岸事業費 271 億円（令和 3 年度国費）の内数

防災・安全交付金 8,540 億円（令和 3 年度国費）の内数

海岸事業費 322 億円（令和 4 年度国費）の内数

防災・安全交付金 8,156 億円（令和 4 年度国費）の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 令和 7 年度の目標値が 59% のところ、実績値は 65% となり、目標値を達成した。

(事務事業等の実施状況)

- 海岸堤防等の着実な整備に取り組んでいるところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 令和 4 年度は、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率が 65% となり目標値を達成したことから A と評価した。
- 引き続き、5 カ年加速化対策の予算を活用し、大規模地震が想定される地域等で、海岸堤防等の耐震化を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局海岸室（室長 田中 克直）、港湾局海岸・防災課（課長 上原 修二）

関係課：

業績指標 4 1

最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数 *（①津波、②高潮）

評 価

① A ② B	目標値：① 257、 ② 95（令和7年度） 実績値：① 308、 ② 20（令和4年度） 初期値：① 183、 ② 5（令和2年度）
------------	---

（指標の定義）

最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数

- ①津波に関するハザードマップを作成・公表し、訓練等*を実施した市区町村数
- ②高潮に関するハザードマップを作成・公表し、訓練等*を実施した市区町村数

*机上訓練、情報伝達訓練等

（目標設定の考え方・根拠）

ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、ハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数を指標として設定。目標設定時点で津波災害警戒区域及び高潮浸水想定区域に存する市区町村数を、令和7年度までに訓練を実施する目標に設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

- 地方自治体（都道府県）（津波浸水想定の設定・公表、津波災害警戒区域の指定、高潮浸水想定区域の指定）
- 地方自治体（市区町村）（ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・第204回国会 政策方針演説（令和3年1月18日）
防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。
- ・第208回国会 政策方針演説（令和4年1月17日）
五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。

【閣議決定】

- ・基本方針（令和3年11月10日）
「また、災害に強い地域づくり・国土強靱化を一層推進する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

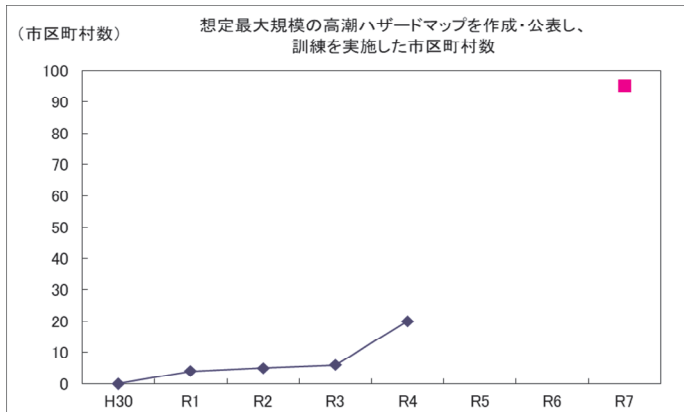
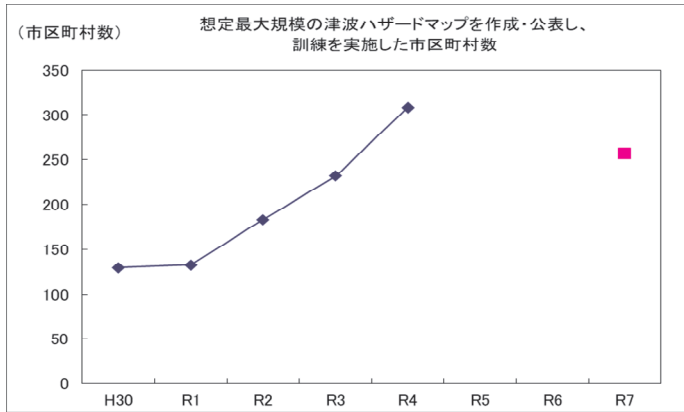
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
津波：129 高潮：0	津波：132 高潮：4	津波：183 高潮：5	津波：232 高潮：6	津波：308 高潮：20



主な事務事業等の概要

・防災・安全交付金

防災・安全交付金により、都道府県が作成する津波浸水想定区域や市町村が作成、更新を行うハザードマップ、防災訓練の実施に対して財政的支援を実施している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和4年度の実績値は、津波ハザードマップを作成し、訓練を実施した市町村数は308である

なお、平成24年度より最大クラスの津波浸水想定を踏まえた警戒区域の指定が進んでおり、また、「水害ハザードマップ作成の手引き」を公表していることから、市区町村による津波ハザードマップの作成・公表が今後、より一層推進されることが期待される。

一方、高潮ハザードマップについては、令和4年度の実績値は20市区町村である。

平成27年に水防法が一部改正され、想定しうる最大規模の高潮に対し都道府県が浸水想定区域図を指定・公表することが義務付けられ、平成30年に福岡県（玄界灘）において、全国で初めて高潮浸水想定区域の指定・公表がなされ、令和2年度末には福岡県を含む5都道府県で指定・公表がなされたところである。その後も愛知県（伊勢湾）や神奈川県（相模灘）等で浸水想定区域図の指定・公表がされ、市区町村は高潮ハザードマップの作成・公表を実施した上で、訓練を順次実施していくことになる。ハザードマップを活用した訓練の実施について都道府県を通じ市区町村への周知を促しており、ハザードマップの整備とともに、実績値の向上が期待される。

(事務事業等の実施状況)

- ・市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成を促進するため、平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改訂。
- ・平成29年3月に、市区町村職員が自らハザードマップを作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を作成・公表。
- ・都道府県が市区町村の職員等を集めて実施する説明会等に職員を派遣し、ハザードマップの作成等について助言。
- ・令和2年6月に住民の避難行動の向上につながる訓練の促進のため、「マイ・タイムラインかんたん検討ガイド」を公表。
- ・令和4年8月に住民の避難行動の向上につながる訓練の促進のため、「マイ・タイムライン事例集」を公表。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・津波ハザードマップに関する指標は目標年度に目標達成が見込まれることから、A評価とした。
- ・高潮ハザードマップに関する指標は目標に向けて順調ではなく、更なる推進が必要であるためB評価とした。
- ・津波ハザードマップの作成に関しては平成23年に定められた津波防災地域づくり法以前にも地震防災対策特別

措置法等において作成規定があるため、ハザードマップ作成数が多いが、高潮ハザードマップの作成は平成 27 年の水防法改正より義務化されている状況であるため進捗に差がある。

- ・今後、都道府県による高潮浸水想定想定区域の指定・公表及び市区町村による高潮ハザードマップの作成・公表が一層進むよう、各都道府県に対して技術的助言や先行事例の共有など、支援をさらに充実させる。
- ・都道府県が実施する説明会等に職員を派遣し助言するとともにハザードマップ作成に取り組む市区町村に対して、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び「ハザードマップ作成支援ツール」の活用を促進することにより、市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成・公表を促進する。併せて、市区町村への周知を的確に行うことにより、ハザードマップを活用した津波及び高潮を想定した避難訓練等の防災訓練にかかる実績値の向上が期待される。
- ・高潮災害については定期的なフォローアップの頻度を増やしており、進捗管理を徹底しつつ、訓練の必要がある市町村を対象としたヒアリング、洪水災害と高潮災害一体となった訓練や、学校での防災教育などについての支援を通して訓練の促進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

関係課： 水管理・国土保全局海岸室